

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（規則六 六八）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「職員（）」を「職員であつて、」に、「有する者に限る。（）であつて、その採用が、大学卒業の日から十六年を経過するまでの期間内に行われたもの」を「有するもの」に改める。

第四条第三号中「前条第二号に規定する期間内に」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。